

# 流山市（一般任期付職員） 採用試験受験案内

## 今回の採用試験に当たって

流山市では、市の一層の発展のために、欠くことのできないマーケティング活動及びシティセールスを推進するために、マーケティング課を設置し、意欲的に取り組んでいます。

その中心的役割を担う人材を民間企業の経験者から広く公募し、全国の自治体で初めて、マーケティング課長を設置しました。

併せて、マーケティング戦略に基づく市外へのPR・企業誘致・流山市フィルムコミッションの推進・流山市の知名度アップのためのイベントの企画・運営等を担っていただくプロモーションマネージャーも外部人材を登用する等、広く活動を続け、これまでシティセールスのための各種イベントの開催、広報活動、住民誘致のための広告活動及びシティセールスプランの作成などを行ってきました。

その結果、全国的に少子高齢・人口減少の中、流山市は全国に先駆けたマーケティング戦略により、30代から40代及び子どもの人口が増え、人口増加率が全国市中6年連続日本一となる等、自治体として注目される存在となりました。

現在は、流山市の更なる新時代に向け、「住む」「働く」「楽しむ」が満たされる、緑豊かで「良質な住環境」と「快適な都市環境」が共存するまちとして、ブランディングを行っています。

このブランディングの核となる「都心から一番近い森のまち」「母（父）になるなら、流山市。」「市民の知恵と力が活きるまち」（流山市ブランディングプランより）の3つのブランド資源を、認知、体験できるように取り組んでいます。

ただ、ブランディングは行政だけでなく、流山市民のみなさまや、市に可能性を感じ本気で関与してくださる企業や団体の方々と一緒に創っていくものです。

**次世代の流山市を担うマーケティング課が次の一步を踏み出すために**

**都市ブランドを一緒にカタチにさせていただける方を求めます！**

## 第2次試験日 令和6年7月20日(土)

※第2次試験（面接）は第1次試験（書類選考）合格者のみ

### 1 採用予定日

**令和6年9月1日**（※採用日については希望を考慮の上、調整する場合があります。）

任期：2年（任期は、業務の都合により採用日から5年を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。）

### 2 応募手続

**令和6年5月13日（月）から令和6年7月1日（月）まで**

・持参の場合：市役所第1庁舎2階人材育成課に必要書類を提出

受付時間：月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで

・郵送の場合：令和6年7月1日必着

角形2号封筒（表面に「任期付職員選考申込書在中」と朱書き）に必要書類を入れ、書留で人材育成課（問い合わせ、書類提出先参照）に郵送

市の明るい未来の展望を確固たるものにするため、  
ブランディングの中心的役割を担う「マーケティング課長」

1 募集職種

職種	募集人員	主な職務内容
マーケティング課長	1名	マーケティング活動及びシティセールスの推進

2 応募資格

次の条件を全て満たす方

- ①昭和40年9月2日以降に生まれた方
  - ②マーケティングに関連する業務に従事した経験を有している方
- なお、次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・流山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 提出書類（※提出いただいた書類は、返却いたしません。）

- (1) 任期付職員選考申込書（第1号様式）
- (2) 履歴書（第2号様式）
- (3) 職務経歴書（第3号様式）
- (4) 面接シート（第4号様式）
- (5) レポート（A4縦長の用紙に日本語の横書き、1行40字、1ページ30行、文字の大きさはおおむね12ポイントでパソコンにて作成すること。課題及び氏名を冒頭に記載して1枚で完成すること。ただし、参考として図表又はグラフを添付してもよい。）

課題「流山市の戦略的なマーケティング活動における課長としての役割」

- (6) 封筒（長形3号の封筒に、本人のあて先（現住所、氏名）を記入し、84円切手を貼付）

(1)～(4)の書類は、ホームページからダウンロードしてください。  
ダウンロードできない場合は、人材育成課まで返信用封筒（角形2号、返信先記入、120円切手を貼付）を同封して請求してください。

4 職位

本市での課長級の職位は、上司の命を受け、分掌事務又は分掌業務を掌理し、所属職員を指揮監督する職務です。

職制の基本ライン [予定ポスト] 総合政策部マーケティング課長（7級 課長相当職）  
部長一次長—**課長**—課長補佐—係長—主査—副主査—主任主事—主事—事務員

5 給与等

給料は、流山市職員の給与に関する条例の規定に基づき、勘案し決定します。その他、管理職手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

【初任給（給与月額）の例】

35歳	約476,000円	45歳	約526,000円	55歳	約551,000円
※上記は本給に地域手当・管理職手当のみを足した金額です。実際の給与と異なる場合があります。					
モデルケース 40歳・扶養児童（中学生2名）の場合	本給：約384,000円 管理職手当：69,700円 扶養手当：20,000円 合計（地域手当含）：約508,000円/月 +地域手当7.3%				
モデルケース 50歳・扶養児童（高校生2名）の場合	本給：約435,000円 管理職手当：69,700円 扶養手当：30,000円 合計（地域手当含）：約573,000円/月 +地域手当7.3%				

市の明るい未来の展望を確固たるものにするため、  
ブランディングの中心的役割を担う「ブランディングマネージャー」

## 1 募集職種

職種	募集人員	主な職務内容
マーケティング課長補佐 (ブランディングマネージャー)	1名	①流山市の市外へのPR、メディアプロモーション ②流山市フィルムコミッションの推進 ③流山市の都市ブランド確立のためのイベント・集客事業の企画運営 ④ニュースリリース(ブランディングに限る。) ⑤Facebook等SNSの運用 など

## 2 応募資格

次の条件を全て満たす方

- ①昭和40年9月2日以降に生まれた方
  - ②ブランディングに関連する業務に従事した経験を有している方
- なお、次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・流山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 提出書類 (※提出いただいた書類は、返却いたしません。)

- (1) 任期付職員選考申込書(第1号様式)
- (2) 履歴書(第2号様式)
- (3) 職務経歴書(第3号様式)
- (4) 面接シート(第4号様式)
- (5) レポート(A4縦長の用紙に日本語の横書き、1行40字、1ページ30行、文字の大きさはおおむね12ポイントでパソコンにて作成すること。課題及び氏名を冒頭に記載して1枚で完成すること。ただし、参考として図表又はグラフを添付してもよい。)

**課題「流山市のブランディングマネージャーとしての役割について」**

- (6) 封筒(長形3号の封筒に、本人のあて先(現住所、氏名)を記入し、84円切手を貼付してください。)

(1)～(4)の書類は、ホームページからダウンロードしてください。  
ダウンロードできない場合は、人材育成課まで返信用封筒(角形2号、返信先記入、120円切手を貼付)を同封して請求してください。

## 4 職位

本市での課長補佐級の職位は、上司の命を受け、分掌事務又は分掌業務を掌理し、所属職員を指揮監督する職務です。

職制の基本ライン [予定ポスト] 総合政策部マーケティング課長補佐(6級 課長補佐相当職)  
部長—次長—課長—**課長補佐**—係長—主査—副主査—主任主事—主事—事務員

## 5 給与等

給料は、マーケティング課長と同様の方法により決定され、支給されます。

### 【初任給(給与月額)の例】

35歳	約416,000円	45歳	約483,000円	55歳	約500,000円
※上記は本給に地域手当・管理職手当のみを足した金額です。実際の給与と異なる場合があります。					
モデルケース 40歳・扶養児童(中学生2名)の場合	本給:約362,000円 管理職手当: 56,300円 扶養手当: 20,000円 合計(地域手当含):約470,000円/月 +地域手当7.3%				
モデルケース 50歳・扶養児童(高校生2名)の場合	本給:約405,000円 管理職手当: 56,300円 扶養手当: 30,000円 合計(地域手当含):約527,000円/月 +地域手当7.3%				

# 共通事項

## 1 選考方法

- (1) 第1次選考は、書類審査で行います。  
審査結果は、令和6年7月上旬に応募者全員に通知します。
- (2) 第2次選考は、個別面接を令和6年7月20日（土）に実施する予定です。  
日時、場所等の詳細については、第1次選考を通過した応募者に通知します。

### <選考結果の公表>

この選考に不合格になった人で希望者には、順位をお知らせします。以下の要領で開示を行いますので、流山市役所総務部人材育成課に申し出てください。

- ・対象者：第1次選考、第2次選考の不合格者（本人に限ります。）
- ・内容：第1次選考、第2次選考それぞれの総合順位
- ・期間：それぞれの結果通知の発送（発表）から1か月間（土・日・祝日を除く。）
- ・場所：流山市役所総務部人材育成課
- ・方法：本人が人材育成課窓口で申し出てください。  
※電話や手紙での申出はできません。

## 2 合格発表

選考結果については、おおむね令和6年7月下旬までに合否を通知する予定です。

## 3 勤務条件

### (1) 勤務時間

1週間当たり38時間45分、1日7時間45分（完全週休2日制）  
原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで  
（休憩時間 正午から午後1時まで）

### (2) 休暇

有給休暇（年次休暇）年間20日（採用1年目は年間8日）  
（特別休暇）夏季休暇8日、忌引など

### (3) 服務

任用期間は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在、企業等に在職中の方が採用となる場合は、退職していただきます。また、採用日から6か月間は条件付採用期間です。

## 4 問い合わせ、書類提出先

〒270-0192

千葉県流山市平和台1-1-1  
流山市役所 総務部 人材育成課  
電話：04-7150-6068（直通）

### 一般任期付職員とは

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第2項の規定に基づき、公務部内では得られにくい専門的な知識経験を有する人を、あらかじめ任期を定めて採用するものです。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様となります。